

平成 16 年度

厚生労働省予算案の主要事項

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成16年度厚生労働省予算案の概要

平成16年度予算案	前年度予算額	対前年度増加額(伸率)
20兆1,910億円	19兆3,787億円	8,123億円(4.2%)
うち 社会保障関係費 19兆6,391億円	18兆8,291億円	8,100億円(4.3%)

(参 考)

一 般 会 計	8 2 兆 1 , 1 0 9 億 円
増 加 額	3 , 2 1 8 億 円
伸 率	0 . 4 %
一 般 歳 出	4 7 兆 6 , 3 2 0 億 円
(一般歳出に占める厚生労働省予算の割合)	4 2 . 4 %
増 加 額	3 9 8 億 円
伸 率	0 . 1 %

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

平成16年度 厚生労働省予算案総括表

【一般会計】

(単位:億円)

区 分	平成15年度 予 算 額 (A)	平成16年度 予 算 案 (B)	増 減 額 (B) - (A)
一 般 会 計	193,787	201,910	8,123
・ 社 会 保 障 関 係 費	188,291	196,391	8,100
・ 科 学 技 術 振 興 費	1,064	1,077	13
・ そ の 他 の 経 費	4,432	4,442	10

(注)平成15年度予算額は、当初予算額である。

〔計数整理の結果、異動を生ずることがある。〕

【特別会計】

(単位:億円)

区 分	平成15年度 予 算 額 (A)	平成16年度 予 算 案 (B)	増 減 額 (B) - (A)
特 別 会 計	698,736	702,860	4,124
厚生保険特別会計	422,436	429,407	6,971
船員保険特別会計	781	724	56
国立病院特別会計	9,798	—	9,798
国民年金特別会計	221,392	228,761	7,369
労働保険特別会計	44,329	42,518	1,811
国立高度専門医療センター 特別会計	—	1,448	1,448

厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の事務費について、平成16年度において、財政上の特例措置を継続することとしている。

(注)

1. 平成15年度予算額は、当初予算額である。
2. 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。
ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。
3. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(計数整理の結果、異動を生ずることがある。)

- 目 次 -

頁

第 1	次世代育成支援対策の推進	1
1	子育て家庭支援対策の充実	
2	多様な保育サービスの推進	
3	子育て生活に配慮した働き方の改革	
4	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	
5	子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実	
6	母子家庭等自立支援対策の推進	
第 2	活力ある高齢社会の実現と安定した年金制度の構築	7
1	長期的に安定した信頼される年金制度の構築	
2	高齢者等の雇用・就業対策の強化	
3	介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進	
第 3	雇用再生に向けた労働市場政策の推進	11
1	早期再就職促進のための支援策の強化	
2	失業者の特性に応じたきめ細かな就職支援の実施	
第 4	若年者を中心とした人間力の強化	14
1	「若者自立・挑戦プラン」の推進	
2	キャリア形成支援のための条件整備の推進	
3	高度かつ効果的な職業能力開発システムの整備	
第 5	多様な働き方を可能とする労働環境の整備	18
1	多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備	
2	誰もが安心して働ける環境づくり	
3	公正な働き方の推進	

第6	安心で質の高い効率的な医療の提供と健康づくりの推進	20
1	医師等の臨床研修必修化の円滑な実施	
2	安心で質の高い医療提供体制の充実	
3	がん等生活習慣病対策の推進	
4	SARS等感染症・疾病対策の推進	
5	安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保	
第7	障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供	25
1	障害者の地域生活を支援するための施策の推進	
2	精神障害者保健福祉施策の充実	
3	障害者雇用対策の推進	
4	多様かつ効果的な障害者職業能力開発の推進	
5	福祉サービスの質の向上等	
6	ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進	
7	生活保護制度の適正な実施	
第8	医薬品・食品の安全性等の確保	29
1	医薬品・医療機器の安全対策等の充実	
2	国民の健康保護のための食品安全対策の推進	
3	安全で良質な水の安定供給	
4	麻薬・覚せい剤等対策の推進	
第9	科学技術の振興	33
1	最先端科学の活用による疾病の予防と診断・治療法の開発	
2	国民の健康上の安心・安全の確保	
3	医薬品・医療機器産業の国際競争力の確保	
第10	各種施策の推進	35
1	国際社会への貢献等	
2	戦傷病者・戦没者遺族の援護	
3	中国残留邦人等の支援	
4	原爆被爆者の援護	
5	生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	

第1 次世代育成支援対策の推進

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援」に重点的に取り組む。

このため、子育て家庭支援対策の充実を図るとともに、多様な保育サービスの推進、子育て生活に配慮した働き方の改革、児童虐待防止対策、母子保健対策、母子家庭等の自立への支援、不妊治療の経済的支援及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立など各種施策を総合的に推進する。

また、平成15年度税制改正に関連した「少子化対策の施策」については、本年11月19日の与党における合意を踏まえ、児童手当の支給対象年齢の見直し、地域における子育て支援体制の強化、児童虐待防止対策の充実、不妊治療の経済的支援、新たな小児慢性特定疾患対策の確立などの施策の推進を図る。

1 子育て家庭支援対策の充実

3,275億円(2,141億円)

注：括弧内は15年度予算額

(1) 地域における子育て支援体制の強化

111億円

次世代育成支援対策推進法の制定及び改正児童福祉法における子育て支援事業の法定化等を踏まえ、地域における子育て支援事業の推進を図るための基盤整備を行う。

つどいの広場事業の充実

16億円

子育て中の親子が気軽に集い相談・交流できる「つどいの広場」について身近な場での設置を推進する。

85か所

500か所

育児支援家庭訪問事業の創設(新規)

20億円

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。(957市町村で実施)

乳幼児健康支援一時預かり事業の充実

18億円

保育所に通所中の児童等が、病気回復期のため集団保育が困難となる間の、当該児童の保育所・病院等における一時預かり等の事業を行う。

425市町村

500市町村

子育て支援基盤整備事業の推進 19億円
 地域における各種の子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供、利用者への助言等を行う「子育て支援総合コーディネーター」の配置を進めるなど、子育て支援事業の基盤整備を推進する。
 250市町村 500市町村

子育て支援総合推進モデル事業の創設（新規） 4億円
 市町村行動計画において子育て支援を先駆的・総合的に推進しようとする市町村をモデル自治体として指定し、全国的な子育て支援施策の取組の強化に資する。
 また、地域の医療、法律等の専門機関からの協力を得て、児童相談所が相談機能の強化を図る等、地域の養育力を高める先駆的取組を推進する。
 都道府県 10か所 ・ 市町村 50か所

(2) 地域子育て支援センターの整備 51億円
 子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。
 2,700か所 3,000か所

(3) 放課後児童クラブの拡充 87億円
 放課後児童の受入れ体制の整備を推進する。
 11,600か所 12,400か所

(4) ファミリー・サポート・センターの設置促進 20億円
 地域の子育て支援機能を強化するため、子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する。
 355か所 385か所（本部）

(5) シルバー人材センターによる子育て支援事業の拡充 6.7億円
 高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う実施活動拠点を拡充する。
 141拠点 235拠点

(6) 児童手当国庫負担金 2,932億円
 平成16年4月1日より、児童手当の支給対象年齢を就学前から小学校第3学年終了までに引き上げる。

<p>2 多様な保育サービスの推進 3,456億円（4,855億円）</p>

(1) 保育所の待機児童ゼロ作戦の推進 437億円
 保育所の受入れ児童数の増大 393億円
 待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、施設整備を推進する。

特定保育事業の拡充 26億円
週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる特定保育事業の対象年齢を、3歳未満から就学前までに拡大する。
11,100人 28,800人

(2) 多様な保育サービスの提供 3,019億円

延長保育の推進 318億円
11,500か所 13,100か所

休日保育の推進 3.8億円
500か所 750か所

一時保育の推進 26億円
4,500か所 5,000か所

公立保育所の運営費(1,661億円)については、三位一体の改革(国庫補助負担金見直し)の平成16年度における対応として一般財源化を図ることとされたが、その際に、官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、自民党政調会長及び公明党政調会長の6者の間で「公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする」と合意された(平成15年12月10日)。

3 子育て生活に配慮した働き方の改革 15億円(15億円)

育児休業制度等の見直し 22百万円

「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」を踏まえ、より利用しやすい仕組みとするという観点から、育児休業制度等について、関係審議会における検討の結果を受けた見直しを行う。

育児休業取得等の目標達成に向けた集中的な取組 9.9億円
男女別育児休業取得率、勤務時間の短縮等の措置の普及率及び子どもの看護休暇制度普及率について設定した目標値の達成に向けた各種助成措置や普及啓発等により、平成16年度末までの集中的な取組を実施する。

育児等離職者の再就職支援の充実 4億円

育児等の理由で離職した再就職希望者のニーズに対応した支援を行うため、キャリアコンサルタントの活用や職場体験講習の実施により、きめ細かな計画的支援を行う「チャレンジサポートプログラム(仮称)」を実施する。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援(新規) 23百万円

一般事業主行動計画の策定を支援するため、具体的な取組の実施に当たって参考となる好事例集及びモデル行動計画の作成、講習会の実施、事業主に対する相談等を行う。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 181億円(62億円)
--

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実 166億円
施設の小規模化の推進 23億円

被虐待児等を家庭的な環境の中で養育するため、地域小規模児童養護施設を拡充する。

また、児童養護施設において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備し、これに対応した職員を配置することにより、全児童養護施設において少なくとも1単位の小規模ケアを実施する。

ケア担当職員の質的・量的充実 50億円

児童養護施設等の入所児童の早期家庭復帰等を図るため、施設入所前から退所、更には退所後アフターケアに至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置するとともに、被虐待児個別対応職員の配置の拡充等を図る。

里親支援の拡充 4.5億円

里親からの援助の求めに応じて派遣する「里親養育援助事業」を創設するとともに、里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」を実施する。

総合的な自立支援の拡充 2.3億円

自立援助ホームのか所数の拡充を図るとともに、生活福祉資金制度を活用して、就職・就学を促進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策の推進

15億円

婦人相談所(一時保護所)への主に同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置(新規) 29百万円

乳幼児を伴って婦人相談所に一時保護された被害者が心理療法等を受けられるようにするとともに、被保護者が同伴した乳幼児の対応を行うための指導員を配置する。

5 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実

281億円(229億円)

- (1) 子どもの健康・医療の確保 54億円
小児救急医療体制の整備 17億円
小児救急医療拠点病院等の整備を引き続き推進するとともに、新たに地域の小児科医による夜間の保護者等向けの全国どこでも同一の短縮番号でかけられる電話相談体制を整備する。また、地域の内科医等を対象とした小児救急に関する医師研修の実施などにより、小児救急医療体制の充実を図る。
- 小児科・産婦人科若手医師の育成 1億円
小児科・産婦人科医の意識や勤務の現状を踏まえ、若手医師の確保や資質の向上のための研究を行う。
- (2) 周産期医療体制の充実 73億円
周産期医療体制(母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供する医療体制)の整備を推進するとともに、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充する。
- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 周産期医療ネットワーク | 37都道府県 | 47都道府県 |
| 不妊専門相談センター | 42か所 | 47か所 |
- (3) 不妊治療の経済的支援(新規) 25億円
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。
- (4) 新たな小児慢性特定疾患対策の確立 128億円
小児慢性特定疾患治療研究事業を見直し、小児慢性特定疾患を持つ患者に対する安定的な制度として、法整備を含めた制度の改善・重点化を行うとともに、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

3,118億円(2,694億円)

母子家庭等の子育てと生活の支援の推進 26億円
子育てや生活支援策として、日常生活支援事業等の着実な推進を図る。

母子家庭等の自立のための就業支援 23億円
母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図るとともに、新たにブロック別にセミナーを実施する。
「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行を踏まえ、就業支援について一層の推進を図る。

母子寡婦福祉貸付金の充実 50億円
就学支度資金の貸付限度額の引上げにより、母子寡婦福祉貸付金を充実する。

児童扶養手当 3,019億円
平成15年の消費者物価の下落分（マイナス0.2%～0.4%の見込み）
の児童扶養手当額の改定を行う。

（平成16年4月実施）

・児童扶養手当額への影響（0.2%の場合）

児童1人 全部支給（月額） 42,000円 41,920円

一部支給（月額） 41,990円 ～ 9,910円

41,910円 ～ 9,890円

・平成16年1月下旬に平成15年の年平均の消費者物価指数が確定するのを
待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための
法案を提出することとする。

第2 活力ある高齢社会の実現と安定した年金制度の構築

少子化等社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる、長期的に安定した年金制度の構築を図る。

また、雇用と年金との接続を強化し、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるよう、65歳までの雇用の確保や中高年齢者の再就職支援を強化するとともに、高齢者の多様な就労を促進する。

さらに、介護保険制度の安定的な運営を確保するとともに、介護サービスの質の向上や提供体制の整備、痴呆性高齢者対策の推進、介護サービスの適正化の推進等を図る。

1 長期的に安定した信頼される年金制度の構築

5兆8,246億円(5兆6,284億円)

(1) 年金給付費国庫負担金

5兆8,246億円

基礎年金の国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合については、平成16年度は、現行の3分の1の国庫負担に年金課税の見直しにより生ずる初年度の増収分(厚生年金・国民年金で264億円)を加えた額を負担することとする。

平成15年12月17日年金改革に関する政府・与党協議会においては、基礎年金の国庫負担に関し

- ・平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障全般の改革の動向等を勘案し、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げる。
- ・引き上げは、当面、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分(交付税控除後の国分)を財源とし、平成16年度から着手する。
- ・平成17年度及び18年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げるものとする。(いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国、地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行い、安定した財源を確保)

ことが了承されている。

平成16年度の年金額

平成15年の消費者物価指数は対前年比マイナス0.2%~0.4%程度となる見込みである。(法律どおりの取扱いならば、平成16年度の年金額等については、12年度から14年度に据え置いた1.7%と合わせて、マイナス1.9%~2.1%の改定となる。)

しかしながら、平成15年度の物価スライドと同様、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例として、平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.2%~0.4%の見込み)のみの年金額の改定を行うこととする。

・年金額への影響(0.2%の場合)

	(平成15年度)	(平成16年度)
厚生年金(月額)	235,992円	235,517円
〔サラリーマン世帯の標準的な年金額〕		

国民年金(月額)	66,417円	66,283円
〔老齢基礎年金〕		

- ・平成16年1月下旬に平成15年の年平均の消費者物価指数が確定するのを待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとする。

(2) 厚生年金保険料率の引上げ

平成16年年金改革の一環として、厚生年金保険料率を平成16年10月から引き上げる。

現行 13.58%	平成16年10月から 13.934% (0.354%の引上げ)
〔本人分 6.79%〕	〔本人分 6.967% (0.177%の引上げ)〕

(3) 年金通算協定の推進

39百万円

国際的な人的交流が活発化し、また、企業間の国際競争が激しさを増す中で、年金制度への二重加入の防止及び年金受給権の確保を図る年金通算協定について、締結に向けた取組を着実に推進する。

2 高年齢者等の雇用・就業対策の強化

876億円(931億円)

(1) 65歳までの雇用機会の確保 ~雇用と年金との接続~

510億円

少なくとも65歳までは意欲と能力のある限り働き続けることができる環境を整備するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、短時間正社員制度の整備等を行う事業主に対し、相談・援助等の支援を行う。

(2) 中高年齢者の再就職支援の強化

112億円

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業の創設(新規) 3億円

年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、高年齢者等の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

(3) 高年齢者の多様な就労の促進

254億円

シルバー人材センター事業の拡充

141億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労を希望する高齢者に対し、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

3 介護保険制度の着実な実施と関連施策の推進

2兆535億円(1兆8,929億円)

(1) 介護保険制度の安定的運営の確保

1兆8,714億円

介護給付に対する国の負担等

1兆7,921億円

(2) 介護サービスの質の向上

17億円

介護サービスの第三者評価モデル事業の実施(新規)

利用者による良質なサービスの選択を支援するとともに、介護サービスの質の向上を促すため、第三者による介護サービスの質の評価等をモデル的に実施する。(「介護予防・地域支え合い事業」に計上)

ケアマネジメントの質の向上

12億円

介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する現任研修等を着実に実施するとともに、ケアマネジャーに対する指導・助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成や、ケアマネジャーに対する個別相談やケアプランの作成支援等を行う「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業」を推進する。

- (3) 介護サービスの提供体制の整備 1,739 億円
 特別養護老人ホーム等の整備 939 億円
 特別養護老人ホーム等の整備を計画的に行うとともに、サテライト方式によるデイサービスの推進を図るため、民家改修経費について支援を行う。
- ユニットケアの研修の実施 1 億円
 ユニットケアの特徴を活かしたサービス提供を確保するため、ユニットケアを導入する特別養護老人ホームの管理者等に対して研修を実施する。
 ユニットリーダー実地研修施設 10 か所 15 か所
- (4) 痴呆性高齢者対策の推進 6.4 億円
 痴呆性高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域の見守り・支援体制の構築を進めるとともに、グループホームの開設予定者に対する研修の実施、外部評価機関の立上げ支援等を実施する。
- (5) 適正化の推進等 6.0 億円
 介護保険の円滑かつ安定的な運営を確保するため、介護サービスの適正化を推進するとともに、事業の広域化を図る市町村等に対し、システムの構築経費等への支援を行う。

第3 雇用再生に向けた労働市場政策の推進

依然として厳しい雇用失業情勢及び構造改革が加速される中での雇用への影響に対応し、早期再就職を強力に促進するとともに、官民による労働力需給調整機能の強化を進める。

あわせて、民間を活用した長期失業者対策の強化、地域の自主性を活かした雇用創出の促進、産業別、職業別の労働移動支援等、失業者の特性に応じたきめ細かな雇用対策を推進し、雇用再生の実現を図る。

1 早期再就職促進のための支援策の強化

592億円(538億円)

非自発的求職者一人一人を対象にした「就職実現プラン(仮称)」の策定及びこれによる個別総合的な就職支援の実施(新規) 13億円

会社都合による離職者や自営廃業者であって家計の担い手である35歳以上の求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画(就職実現プラン(仮称))を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を実施する。

早期就職の緊要度が高い求職者に対する就職支援の強化 44億円

早期就職の緊要度が高い求職者に対し、求人開拓から就職に至る一貫した就職支援を個々人ごとにきめ細かく実施する専任の支援員(就職支援ナビゲーター)を増員し、効果的な就職支援を行う。

未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実を通じた就職促進 5.9億円

公共職業安定所に申し込まれた求人が未充足となっている事業主に対し、求職者情報の提供、事業所見学会等の求人充足に向けたフォローアップを徹底し、求職者の就職促進を図る。

雇用関係情報の積極的提供 7.8億円

官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」について、求職者情報の提供、職業能力開発情報に係るホームページとの接続等の機能の拡充を行う。

サービス分野等における雇用機会創出の推進 2.5億円

- ・学識者、産業界有識者等からなる「雇用創出企画会議」を開催するとともに、新たに地域に密着した事業(コミュニティ・ビジネス)に関して、関係者交流会の実施、関連支援サービスの一体的な情報提供を行う相談窓口の試行的開設を行う。
- ・「サービス分野等に係る人材育成プロジェクト」により、今後求められる人材ニーズ等を把握分析して情報提供を行うとともに、官民連携してサービス分野への就職等を目指した能力開発に関するガイダンス講習を実施する。

2 失業者の特性に応じたきめ細かな就職支援の実施

693億円(605億円)

(1) 長期失業者対策の充実・強化(緊急雇用創出特別基金の活用)

成果に対する評価に基づく民間委託による長期失業者の就職支援

(新規)

公共職業安定所での求職活動により就職に至らなかった1年以上の長期失業者等について、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者に包括的に委託し、安定した就職の実現を図る事業を大都市圏において緊急雇用創出特別基金を活用して実施する。

事業の委託に当たっては、成果に対する評価に基づく報酬の誘因を付与する。

実施地区数 10地区 基金規模 71億円

(2) 地域主導による雇用対策の推進 96億円

地域の自主性を活かした雇用創出の促進 46億円

地域が行う経済の活性化と地域雇用の創造に関する自主的な取組に対して、雇用対策の面から支援するため、地域雇用開発促進法に基づく雇用機会増大促進地域の市町村及び地元経済界による雇用創出のための事業に対する支援を行うほか、求職活動援助地域におけるミスマッチ解消事業(地域求職活動援助事業)について、都道府県の企画・立案による実施方式に改めるなど、地域主導による雇用対策を推進する。

公共職業安定所と地方公共団体との共同・連携による効果的な職業紹介、情報提供の推進 11億円

地方公共団体の行う無料職業紹介事業について、要請に応じて公共職業安定所の求人情報を提供するとともに、地方公共団体との共同により国の職業紹介と地方公共団体の生活相談等を一体的に提供するサービスを実施する。

地域の労使による就職支援事業の推進 24億円

地域の民間の労使団体が雇用の改善のために相協力して行う求人・求職ニーズ調査や求人の働きかけ、求職ガイダンス、求人・求職情報の作成・提供、就職面接機会の設定、その他の再就職の促進に資する事業を支援する。

(3) 産業別・職業別の労働移動、人材確保対策の推進 555億円

建設労働者の円滑な労働移動に対する総合的支援(「建設雇用再生トータルプラン(仮称)」) 23億円

過剰供給構造の是正に向け企業の連携・再編が進められている建設業において、業界内外での円滑な労働移動の支援や新規・成長分野への進出の促進、労働移動等に関する相談窓口の設置等の施策を総合的に実施する。

農林業等への多様な就業の支援（「農林業をやってみよう」プログラムの推進） 63百万円

農林業等就職相談コーナー等により、農林業等への多様な就業希望に応えるべく、農林水産省との連携のもとに求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各種情報の提供等を行う。

（４）失業者向け生活関連情報の公共職業安定所による一元的提供体制の整備 5.7億円

大都市部の公共職業安定所において、失業に直面した際に生ずる社会保険・税制、住宅・教育・育児、心の悩み等の生活関連情報について各分野の専門家による相談・助言を一元的に行う生活関連情報相談コーナーを設置、運営するとともに、ハローワークインターネットサービスを活用し、全国の失業者に同様の情報提供を行う。

第4 若年者を中心とした人間力の強化

我が国にとって人材が国家の基礎であることから、経済社会の活力の維持・向上を図るため、今後の時代を担う若年者の人間力の総合的な強化を図る「若者自立・挑戦プラン」を推進するとともに、労働者個人が主体的なキャリア形成を図ることができるようにするための条件整備や厳しい雇用失業情勢の中で再就職を促進するための効果的な能力開発システムの構築を図る。

1 「若者自立・挑戦プラン」の推進

301億円(252億円)

(1) 教育段階から職場定着に至るキャリア形成・就職支援の実施

46億円

中高生仕事ふれあい活動支援事業の拡充

13億円

学校等と連携して、中高生自らが職業に関する取材活動、職業体験、ボランティア体験等を行うことにより、在学中からの職業に対する意識を啓発する「中高生仕事ふれあい活動支援事業」の対象地域を拡充する。

16都道府県 32都道府県

キャリア探索プログラムの拡充等による職業意識形成支援の推進

16億円

企業人等働く者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるキャリア探索プログラムについて、早い段階からの職業意識形成を支援するため、高校のほか小中学校においても実施する。

若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化

13億円

在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から就職後の職場定着までの各段階を通じてマンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現する。

学卒就職者の早期離職防止対策モデル事業の実施(新規)

31百万円

就業意欲や職業能力の向上の動機づけ、職場でのコミュニケーション能力の付与等を内容とする業界単位の集団研修、職場定着のための事業所内の相談、助言体制の整備等を内容とするモデル事業を地域の事業主団体等に委託し、実施する。

職業意識啓発や就業に係る基礎的知識等の能力開発支援の拡充

3.8 億円

フリーター等の若年者に対し、民間教育訓練機関等を活用し、グループカウンセリングによる職業意識啓発やマナー講習等に加え、新たに企業での職業体験を実施する。

(2) 実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入（新規） 7.5 億円

若年者を対象とした新たな人材育成システムとして、企業と教育機関をコーディネートし、企業実習と一体となった教育訓練を行うとともに、修了時に実践力の能力評価を行うことにより一人前の職業人を育成する「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」を導入する。当面は学卒未就職者や近年急増しているフリーターを中心に広範に推進する。

訓練計画数 平成16年度 4万人

(3) 若年者向けキャリア形成支援の推進 9.7 億円
専門的なキャリア・コンサルタントの養成・活用（新規）

1.2 億円

若年者向けの専門的なキャリア・コンサルタントに必要な能力基準等を策定するとともに、必要な能力付与を行うための訓練を職業能力開発大学校等で実施し、若年者対策での活用を推進する。

フリーター等が相互に職業意識を高めるための拠点づくりの推進

8.5 億円

フリーター等が相互に職業意識を高めるための拠点として大都市部に開設している「ヤングジョブスポット」について、民間団体への運営委託を進めるとともに、企業や大学等を含めた関係者との連携を強化し、より効果的な運営を図る。

(4) 若年労働市場の整備 12.7 億円
学卒、若年者向けの実践的能力評価・公証の仕組みの整備

6.6 億円

学卒、若年者向けの能力評価として技能系から事務系にわたる幅広い職種を対象とした実践的能力評価、公証の仕組みの整備を行う。

企業における若年者の採用・育成方針の集約と情報開示等の推進（新規）

1.9 百万円

企業が若年者に求める能力要件を調査・分析して取りまとめ、若年者への情報提供を行うとともに、若年者の人材育成に積極的な企業の事例の収集及び分析を行う。

若年者試行雇用事業の推進

8.6 億円

学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、若年者の雇用を推進する。

フリーターから正社員への登用制度の普及促進（新規） 18百万円
フリーターに対して安定就労の動機付けや職業生活に必要な知識・技能の付与等をしつつ、正社員として登用する制度を有する企業の事例を収集、分析するとともに、これを活用した事業主に対する普及促進のためのセミナー、相談・援助を実施する。

(5) 地域との連携・協力による若年者就職支援対策の展開（新規）

27億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブ・カフェ）や地域の経済団体等に対し、企業説明会等の事業を委託するとともに、都道府県の要請に応じワンストップサービスセンターに公共職業安定所を併設するなど、地域との連携・協力による効果的な就職支援対策を推進する。

2 キャリア形成支援のための条件整備の推進

49億円（61億円）

(1) 多様なニーズに応じたキャリア・コンサルティング実施体制の整備

30億円

- ・キャリア形成（職業経歴を通じた能力形成）についての相談支援を強化するため、民間機関、職業能力開発大学校等においてキャリア・コンサルタントの養成を推進するとともに、公共職業安定所や民間企業等での活用を図る。
- ・労働市場や心理学、キャリア形成等に関する理論、実践にわたる高度専門的な能力に基づき、より専門性の高いキャリア・コンサルティングを行う人材の養成に向け、その能力要件の明確化と学習カリキュラムの検討を行う。

(2) 幅広い職種を対象とした職業能力評価制度の整備

6.4億円

労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、ホワイトカラーを含め、幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を業界団体等との連携の下で進めるとともに、策定された評価基準等の普及促進を図る。

3 高度かつ効果的な職業能力開発システムの整備

246億円（234億円）

民間を活用した効果的な職業訓練と就職支援の推進

238億円

専修学校や大学・大学院等の民間を活用して職業訓練から就職支援まで一貫した支援を推進する。このうち民間への訓練委託については、就職率向上を図るため、訓練委託費を就職実績を踏まえて交付する仕組みを導入する。また、求人事業所等を活用した求人ニーズに即したオーダーメイド型訓練の推進を図る。

産学連携による大学等を活用した高度かつ実践的教育訓練の開発
(新規) 8百万円
大学及び事業主団体等からなる産学協議会を設置し、大学・大学院等を活用した社会人向けのモデルカリキュラムを開発するとともに、そのモデル実施、効果測定を行い、今後の高度な人材養成に活用する。

新たなものづくり等に向けた先端的な取組 7.4億円

- ・ 起業や新分野展開に係る相談援助、人材育成を行う創業サポートセンターにおいて、離職者向け訓練の実施や創業人材と支援者等とのマッチング、ネットワークづくりを図る等の拡充を行う。
- ・ 技術・技能の変化に即応し、創意工夫も出来る実践力のある人材を育成するため、技能五輪の機会を活用した若年者のものづくり教育の推進や集積地における地域の事業主団体等が行う人材育成に対する支援を行う。

第5 多様な働き方を可能とする労働環境の整備

経済環境が著しく変化し、少子・高齢化が進行する中、個々の労働者がそれぞれの状況に応じて自律的に働き方を選択し、仕事と生活の調和を実現できるよう、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を推進する。

また、賃金不払残業の解消など誰もが安心して働ける環境づくりを推進するとともに、男女雇用機会均等の確保や不当労働行為事件にかかる審査の迅速化・的確化の促進など、公正な働き方を推進する。

1 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備

17億円（17億円）

(1) 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備

9億円

働く者が仕事と生活の調和を図りつつ、多様な働き方を自律的に選択できるよう、年次有給休暇の取得促進、柔軟な労働時間管理等の推進を図るとともに、労働環境の整備について検討を行う。

(2) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 5.1億円

パートタイム労働者と正社員との均衡の確保に向けた先駆的、モデル的な取組を行う事業主を支援すること等により、パートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇の浸透・定着に向けた環境整備を図る。

(3) ワークシェアリングの導入推進

多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施

2.4億円

個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、短時間正社員制度導入モデルの開発を進めるとともに、ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。

2 誰もが安心して働ける環境づくり

288億円（281億円）

(1) 賃金不払残業の解消に向けた取組の推進 1.3億円

監督指導体制の一層の強化を図るとともに、無料電話相談窓口の開設、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知・啓発等により賃金不払残業の解消に向けた取組を促進する。

(2) 過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

5 . 9 億円

過重労働による健康障害防止を徹底するため、所定外労働の削減を促進するとともに、労使による自主的取組の促進、労働者自身の健康管理を促すチェックリストの普及を図る。

また、労働者の心の健康づくりを推進するため、メンタルヘルス指針の普及定着を図るとともに、精神科医の活用による相談体制の強化を図る。

(3) 未払賃金立替払制度の適正な運営

2 8 1 億円

企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

3 公正な働き方の推進

1 6 億円 (1 6 億円)

(1) 男女雇用機会均等確保対策の推進

男女間の賃金格差解消に向けての支援

8 7 百万円

男女間の賃金格差の解消に向けて、労使が自主的に取り組むためのガイドラインの周知・啓発を行うとともに、格差の要因となっている男女間で差がみられる配置、昇進や業務の与え方等の改善を図るため、男女の固定的な役割分担意識を解消するプログラムの開発・企業への情報提供を行う。

(2) 不当労働行為事件にかかる審査の迅速化・的確化の促進

1 . 3 億円

労働者の団結権等の侵害から救済するために設けられている労働委員会による不当労働行為審査制度について、司法制度改革の一環として、審査の迅速化・的確化を図るための見直しを行う。

(3) 総合的な個別労働紛争の解決の促進

1 4 億円

厳しい雇用情勢等を背景に増え続ける事業主と個々の労働者との間の紛争を解決する個別労働紛争解決制度において、紛争調整委員会によるあっせんの迅速かつ適切な処理を確保するため、紛争の実情調査を行う専門の調査員の新設等により体制の充実を図る。

第6 安心して質の高い効率的な医療の提供と健康づくりの推進

安全で安心な患者本位の医療が提供されるよう、平成16年度から始まる医師の臨床研修必修化の円滑な実施を図るとともに、医療安全対策や医療情報の提供、医療のIT化等を推進する。また、救急医療の充実など質の高い効率的な医療提供体制の構築を図るとともに、医療保険制度の安定的な運営を確保する。

さらに、国民に健康上の不安がないよう、16年度から新たに始まる第3次対がん10か年総合戦略をはじめ健康づくり施策を推進するとともに、SARS等の感染症対策の充実等を図る。

1 医師等の臨床研修必修化の円滑な実施

188億円(59億円)

医師臨床研修の推進

171億円

平成16年度からの医師臨床研修の必修化は、良質かつ適切な医療の提供に向けた改革の基礎として不可欠なものであり、新制度の円滑な実施を図るため、研修を行う病院に必要な支援を行う。

歯科医師臨床研修の推進

11億円

平成18年度からの歯科医師臨床研修必修化に向け、所要の準備を進める。

2 安心して質の高い医療提供体制の充実

536億円(585億円)

(1) 医療安全対策や医療に関する情報提供の推進

20億円

医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の実施(新規)

1.1億円

医療事故の発生予防・再発防止のため、「第三者機関」において、医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供していく。

医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進(新規)

8百万円

医薬品の名称や外観が類似している製品の取り違いによる医療事故を防止するため、製品情報をコード表示化することを検討するとともに、医薬品の名称や外観に関する情報データベースを整備する。

「医療安全支援センター」への総合支援 1.1 億円
医療に関する患者・家族等の苦情や相談に迅速に対応するため、都道府県等に設置された「医療安全支援センター」に対する支援を実施する。

根拠に基づく医療（EBM）、医療のIT化等の着実な推進 10 億円

根拠に基づく医療（EBM）が実践できるようインターネット等を利用し、最新の質の高い医療情報を医療関係者や国民に提供する。

また、電子カルテシステムの普及を図るため、地域の医療機関が電子カルテシステムにより診療情報を交換する際のセキュリティーを重視したネットワークを構築するためのモデル事業を行う。

（２）救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保

救急医療体制等の整備 399 億円

10床規模による必要な機能を備えた新型救命救急センターの整備をはじめ、救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進するとともに、離島などのへき地においては、二次医療圏を越えた広域的な支援体制による医療提供を確保する。

（３）質の高い看護の提供

117 億円

訪問看護推進事業の創設（新規）

7.5 億円

ALS等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護の充実に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進及び訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修など、訪問看護の推進を図る。

専門性の高い看護職員の育成

1.6 億円

がん看護や感染管理など専門性の高い研修に対する支援を行うことにより、質の高い看護職員の育成を重点的に促進する。

3 がん等生活習慣病対策の推進 941 億円（944 億円）

（１）第3次対がん10か年総合戦略の推進

92 億円

がん研究の推進

66 億円

がんの罹患率と死亡率の激減を目指して、発がんの分子機構等に関する研究を更に進めるとともに、革新的な予防・診断・治療法の開発、がん患者の生活の質の向上、がんの実態把握とがん情報の発信に関する研究に取り組む。

また、効果的な医療技術の確立を目指した臨床研究を推進する。

がん予防の推進

14 億円

生活習慣等の行動変容を図りがんの罹患率を減少させるため、がん予防に関する知識の普及啓発を推進する。

がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備 12億円

全国的に質の高いがん医療が提供できる体制を整備するため、地域がん診療拠点病院の整備を促進するとともに、がん診療施設情報ネットワークの対象施設の拡充等を図る。

地域がん診療拠点病院 50施設 80施設

(2) 健康づくり施策の推進 849億円

健康づくりのための「食育」の推進 4.3億円

糖尿病等を予防するため食生活の指針を策定するとともに、外食料理の栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供等を普及する。

また、健康づくり支援者（ヘルスサポーター）による地域における健康づくりのための活動を支援する。

未成年者の喫煙防止対策の推進 8百万円

未成年者の喫煙率が依然として高いことを踏まえ、各地域において幅広い関係者の参加のもと、未成年者の喫煙防止対策が推進されるよう、地域での連携手法等の方策について検討する。

「健康日本21」の中間評価に向けた取組の推進 11百万円

「健康日本21」の目標項目等を踏まえた評価を行い、その後の運動の推進に反映させるため、2005年の中間評価に向けた取組を進める。

4 SARS等感染症・疾病対策の推進

1,816億円(1,807億円)

(1) SARS等感染症対策の充実 72億円

感染症発生動向把握システムの構築 1.4億円

<「基本方針2003」における「モデル事業」>

保健所に届出のあった感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、国民、医療関係者等に還元するためのシステムを構築する。

医療提供体制の充実 7億円

- ・SARS等重篤な感染症の初期診療を行う機関として、感染症患者とその他の患者との接触を避けるための専用外来部門の整備を推進する。
- ・感染症指定医療機関の維持・運営に対する財政支援を強化し、良質かつ適切な医療提供体制の確保を図る。
- ・感染症指定医療機関のスタッフを対象とした院内感染防止等に関する実地研修を行う。

動物由来感染症対策の強化 7 1 百万円
国内外の動物由来感染症の発生状況に関する情報の収集・分析・提供、予防のための正しい知識の普及等を行う。

検疫体制の強化 1 億円
S A R S 等新たな感染症の国内侵入を防ぐため、迅速なウイルス検査ができるリアルタイム P C R 装置を検疫所に導入するなど、検疫体制の強化を図る。

S A R S 等新興・再興感染症研究の推進 1 7 億円
S A R S の検査法の迅速化やワクチン開発等、新興・再興感染症に関する研究を推進する。

国際疾病センター（仮称）の設置（新規） 4 6 百万円
国立国際医療センターに、国際疾病センター（仮称）を設置し、S A R S 等の新興感染症の発生地域に専門家チームを派遣し、診断・治療、発生原因の究明等を実施する。

（ 2 ） 肝炎対策の推進 6 4 億円
老人保健法に基づく健康診査など各種健康診査の場を活用した肝炎ウイルス検査の実施、肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究、肝炎ウイルス感染者に対する保健指導や肝炎に関する正しい情報提供など、C 型肝炎等緊急総合対策を引き続き推進する。

（ 3 ） ポリオ予防接種による 2 次感染者への対応（新規） 9 百万円
野生株によるポリオ症例がなくなった後（1980 年以降）のポリオ生ワクチンによる 2 次感染者に対し、医療費等を支給する。

（ 4 ） 移植対策の推進 2 7 億円
臓器移植対策の推進 5 . 2 億円
医療関係者とあっせん機関の連携を強化するとともに、一層の普及啓発の推進を図る。

造血幹細胞移植対策の推進 1 8 億円
骨髄移植コーディネーターの専任化を進め、骨髄移植のあっせん体制を強化するとともに、骨髄ドナー登録者の拡大を図る。また、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を図り、さい帯血提供体制の充実を図る。

（ 5 ） 難病対策の推進 1 , 0 7 3 億円
難治性疾患に関する調査・治療研究の推進により原因の究明や治療法の確立等を目指すとともに、難病相談・支援センターの整備の推進など難病患者のニーズを踏まえたきめ細かな保健医療福祉施策の充実連携を図る。

(6) ハンセン病対策の推進 4 6 0 億円

ハンセン病療養所入所者の療養を確保し、退所者の社会生活に対する支援などにより福祉の増進を図るとともに、ハンセン病資料館の拡充等、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図る観点から更なる普及啓発の充実を図る。

(7) エイズ対策の推進 1 0 5 億円

正しい知識の普及啓発や検査・相談体制の充実を図るとともに、医療の提供、研究開発等の推進を図る。特に、青少年を対象とした教育及び啓発事業を文部科学省と連携しながら新たに実施するとともに、大都市における休日のH I V検査・相談事業をモデル的に実施する。

(8) リウマチ・アレルギー対策の推進 1 1 億円

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、膠原病などの免疫アレルギー疾患の発症機序の解明、診断・治療法の開発を推進するとともに、正しい情報の普及啓発を図る。

(9) シックハウス対策の推進 3 . 3 億円

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等の対策を関係省庁と連携しつつ、総合的に推進する。

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8 兆 1 , 2 3 8 億円 (7 兆 7 , 5 2 1 億円)

政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担 8 兆 1 , 2 3 8 億円

・ 診療報酬改定 1 . 0 %

(診療報酬本体 ± 0 %
薬価等 1 . 0 %)

第7 障害者の自立・社会参加の推進と良質な福祉サービスの提供

障害者の自立と社会参加を推進するため、新障害者プランに基づき、住まいや働く場の確保、地域における自立の支援等を推進するとともに、支援費制度の着実な実施を図る。また、精神障害者の保健福祉施策や、障害者雇用及び職業能力開発を推進する。

さらに、ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策を推進するとともに、福祉サービスの質の向上など、良質な福祉サービスを提供するための体制整備を進める。

1 障害者の地域生活を支援するための施策の推進

6,432億円(6,186億円)

(1) 新障害者プランの推進 1,426億円

ノーマライゼーションの理念の下、共生社会の実現を図り、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、グループホーム等、個人の多様なニーズに応じた各種の福祉サービスの充実を図る。

地域生活援助事業(グループホーム) 3,685人分増

(2) 支援費制度の着実な実施 3,479億円

障害者がサービスを選択できる支援費制度を着実に実施するため、ホームヘルプサービスなど各種のサービスに必要な経費を確保するとともに、都道府県及び市町村の支給決定事務の円滑化・適正化等を支援する。

(3) 障害者の社会参加の推進 62億円

障害者のIT利用による情報バリアフリーに積極的に取り組むため、障害者ITサポートセンターを整備し、障害者を対象としたパソコン教室の開催やパソコンの利用方法を教えるボランティアの養成・派遣等を推進する障害者IT総合推進事業を実施するとともに、身体障害者補助犬の育成や視聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業の推進を図るなど、障害者の社会参加推進のための事業を総合的に推進する。

(4) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等 1,212億円

平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.2%~0.4%の見込み)の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の額の改定を行う。

(平成16年4月実施)

・ 手当額への影響(0.2%の場合)

特別児童扶養手当(月額)	1級	51,100円	50,950円
	2級	34,030円	33,930円
特別障害者手当(月額)		26,620円	26,540円

2 精神障害者保健福祉施策の充実 588億円(570億円)

精神障害者の社会復帰対策の推進 228億円

精神障害者の社会復帰を促進するため、居宅生活支援事業及び社会復帰施設の充実を図るとともに、いわゆる社会的入院患者の退院を支援するための事業を実施する。

適切な精神医療の推進 18億円

在宅の精神障害者の症状悪化に対し、身近な地域において早期に適切な医療を提供できる体制を確保するため、休日・夜間対応の精神科初期救急医療輪番システムの整備を促進する。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備 26億円

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療等のため、指定入院医療機関の整備、精神保健判定医の養成等を行う。

3 障害者雇用対策の推進 80億円(78億円)

(1) 雇用と福祉の連携による重度障害者対策の推進 9.2億円

障害者就業・生活支援センター事業の充実 8.2億円

障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所を増大し、事業の推進を図る。

47か所 80か所

(2) 精神障害者対策の推進 3.1億円

精神障害者の職場復帰支援事業の創設(新規) 39百万円

休職中の精神障害者の円滑な職場復帰に向け、精神障害者及び事業主への専門的な相談援助等を行う事業を実施する。

(3) 障害者の雇用機会の拡大 68億円

障害者試行雇用事業の拡充及び職場適応援助者(ジョブコーチ)による事業の推進 25億円

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ常用雇用へ移行するため試行雇用事業を拡充する。

また、授産施設等と連携して、障害者の就職先に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、職業的自立のための実践的な支援を行う事業を推進する。

求職者情報のインターネットによる提供(新規) 80百万円

公共職業安定所に求職登録している障害者の求職者情報(障害種別、部位、資格経験等)をインターネットにおいて公開する。

4 多様かつ効果的な障害者職業能力開発の推進

65億円(48億円)

(1) 公共職業能力開発施設における障害者訓練の拡充 53億円

障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校を障害者職業能力開発のモデル校に指定し、地域における障害者訓練機会の拡大を図る。また、訓練支援サポーター等を配置することにより、障害者訓練の拠点整備を図る。

(2) 事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な就業訓練の拡充

12億円

多様なニーズに対応した委託訓練の実施(新規) 11億円

特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し訓練を実施するとともに、個々の受講生に対応した訓練カリキュラムの調整を行う障害者職業訓練コーディネーターを配置する。

IT技術付与のための遠隔教育の推進(新規) 32百万円

遠隔教育を実施している民間教育訓練機関と障害者等の居住地のNPO等のパソコンボランティアとの連携により、重度身体障害者等の訓練施設への通所が困難な者に対して、民間教育訓練機関を活用した訓練機会の提供を図る。

5 福祉サービスの質の向上等

59億円(64億円)

福祉サービスの第三者評価等の推進 3.6億円

都道府県が第三者評価機関の育成支援や評価調査者の養成研修などを積極的に実施できるよう支援するとともに、新たに指導者養成研修事業を実施するなど、第三者評価事業の普及・定着の促進及び均質化を推進することにより、良質な福祉サービスの提供を図る。

また、運営適正化委員会における苦情解決事業の推進を図る。

福祉に携わる人材の養成、確保及び資質の向上 12億円

日本社会事業大学に新たに福祉マネジメントに関する専門職大学院を設置し、幅広い視野と高度な知識・技術を持った福祉専門職業人を養成するなど、質の高い福祉人材の養成・確保を図る。

地域福祉権利擁護事業など地域福祉の推進 43億円

痴呆性高齢者等判断能力の不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進する。

また、生活福祉資金貸付制度について、より活用しやすい制度となるよう資金種類の整理統合等を見直しを行う。

6 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進 30億円(27億円)

自立支援事業等の拡充 20億円
生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や、巡回相談活動等を行う総合相談推進事業、都市雑業的な職種の情報収集・提供等を行う能力活用推進事業を拡充するとともに、広域的な事業の展開が可能となるよう事業主体の拡大を図る。

また、自立支援事業について、ホームレス数が少ない自治体等においても事業に取り組みやすいよう運営の弾力化を図る。

保健衛生の向上(新規) 35百万円
ホームレスの衛生状態の改善や保健・医療の確保を図るため、入浴等のサービスを提供する衛生改善事業、保健所等による健康相談等を行う保健サービス支援事業を新たに実施する。

求人開拓、求人情報の提供の充実 42百万円
自立支援センター設置地域の公共職業安定所に「ホームレス就業開拓推進員(仮称)」を配置し、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行うとともに、事業主に対する啓発活動を行う。

7 生活保護制度の適正な実施 1兆7,489億円(1兆5,217億円)

生活扶助費等

国民の消費動向や社会経済情勢などを総合的に勘案し、生活扶助基準等の改定を行う。(平成16年4月実施)

・標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子、1級地-1)

月額 162,490円 162,170円(0.2%)

老齢加算の段階的廃止

一般低所得高齢者世帯の消費実態を踏まえ、老齢加算を段階的に廃止する方向で見直しを行う。

生活保護負担金については、三位一体の改革(国庫補助負担金見直し)において、官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、自民党政調会長及び公明党政調会長の6者の間で「生活保護負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する」と合意された(平成15年12月10日)。

第 8 医薬品・食品の安全性等の確保

平成 14 年の薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の改正や 16 年 4 月の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の設置等を踏まえ、市販後安全対策の充実強化、審査体制等の整備、血液の安定供給の確保など、医薬品・医療機器の安全対策等の充実を図る。

また、国民の健康保護の観点から、新食品衛生法等に基づき、残留農薬基準の策定や食品添加物の安全性確認、消費者等とのリスクコミュニケーションの充実、輸入食品等の安全対策の強化など食品安全対策を引き続き推進する。

1 医薬品・医療機器の安全対策等の充実

127 億円（137 億円）

（1）医薬品・医療機器の市販後安全対策等の充実強化 6.7 億円

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の設置による安全対策業務の充実強化 2.9 億円

- ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「新機構」という。）において、従来国が実施していた副作用等報告の受理・収集業務を行うとともに、集積した副作用等情報に基づく解析等の調査を実施するなど、安全対策業務の充実を図る。
- ・医薬品と同様、医療機器に関する安全性情報等の提供業務を行うとともに、消費者に対する相談窓口を設置する。

市販後安全対策等の充実強化 1.3 億円

薬事法改正により医療機関及び薬局からの副作用等報告が法定化されたことを受けて、副作用等報告の質的・量的拡大を図るための普及啓発や電子報告システムの開発、報告内容・範囲の標準化等を推進する。

生物由来製品感染等被害救済制度の創設（新規） 20 百万円

医薬品副作用被害救済業務に加えて、新たに、生物由来製品を介した感染等による疾病、障害又は死亡に対し、医療費等の救済給付等を行う生物由来製品感染等被害救済業務を実施する。

- (2) 医薬品・医療機器の審査体制等の整備 1 6 億円
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の設置による審査業務の充実 5 . 6 億円

これまで国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び財団法人医療機器センターで行ってきた医薬品・医療機器の審査関連業務を新機構において一元的に行うとともに、バイオ・ゲノムの時代に対応できる質の高い審査を行い、より有効でより安全性の高い医薬品・医療機器等をより早く提供するための体制整備を行う。

第三者認証制度の導入に向けた体制整備（新規） 4 百万円
人体へのリスクが比較的低いと考えられる医療機器・体外診断薬について、厚生労働大臣が基準を定めて、登録認証機関が当該基準への適合性を認証する第三者認証制度の導入に向けた体制整備を行う。

- (3) 血液の安定供給の確保等 1 7 億円
血液製剤の国内自給に向けた献血の推進 1 . 8 億円

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に伴い、血液製剤の安定供給と国内自給に向けた献血の推進を計画的に実施するため、都道府県、政令指定都市等における血液確保目標量の達成に向けた効果的な取組を一層推進する。

- (4) 化学物質の安全性対策の強化 2 8 億円
化学物質情報基盤システムの構築（新規） 5 0 百万円

化学物質について、効率的な安全性評価の推進を図るため、審査情報、安全性点検情報及び事業者から報告された有害性情報等を一元的に管理する情報基盤システムを、関係省庁と連携し、整備する。

難分解・高蓄積性化学物質の毒性調査の実施 7 9 百万円
平成 1 5 年 5 月に改正された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、第一種監視化学物質として指定される難分解性・高蓄積性の既存化学物質（平成 1 6 年度 4 物質）について、簡易な毒性試験法による毒性調査を実施する。

2 国民の健康保護のための食品安全対策の推進

160億円(163億円)

(1) 新食品衛生法に基づく基準の策定等の推進 18億円

残留基準が設定されていない農薬等の基準策定の計画的な推進(ポジティブリスト制の導入) 6億円

残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品等の食品中への残留を禁止する措置の導入(新食品衛生法公布後3年以内)に向けて、基準等の設定を計画的に推進する。

残留基準の設定に必要な分析法の開発

農薬	平成16年度	70品目
動物用医薬品等	平成16年度	59品目

食品添加物の安全性確認の計画的な推進 12億円

長い食経験等を考慮して使用が認められている既存添加物について、安全性に問題がある場合は使用を禁止できる制度が導入されたことから、既存添加物の毒性試験等の安全性確認を計画的に推進する。

さらに、国際的に安全性が確認され、かつ、広く用いられている食品添加物について、必要な場合には国が指定のための安全性確認を行う。

既存添加物の安全性確認

90日間反復投与毒性試験	平成16年度	24品目
慢性毒性・発がん性併合試験	平成16年度	18品目

食品汚染物質の安全性検証の実施(新規) 42百万円

長期にわたる摂取による健康への影響が懸念される食品中の汚染物質のうち、重金属について各食品別の濃度や摂取量を調査し、安全性の精密な検証を行う。

(2) 消費者等への情報提供の充実 29百万円

食品安全に関する情報提供や意見交換等(リスクコミュニケーション)の充実 21百万円

食品安全に関する施策についての国民の理解や信頼を構築するため、的確な情報提供や消費者等との意見交換を行う懇談会、シンポジウムの開催などリスクコミュニケーションの取組を一層充実する。

消費者等との懇談会、シンポジウムの開催 年14回

消費者の視点に立った食品表示制度の推進 8百万円

食品表示について、関係府省との連携・協力のもとに、引き続き消費者の視点に立った一元的な見直しを行うとともに、相談及び普及啓発等を推進する。

(3) 輸入食品等の安全対策の強化 1 2 6 億円

輸入食品の監視体制等の強化 1 9 億円

輸入食品の過去の違反状況、危険情報等を踏まえた輸入食品監視指導計画に基づき検疫所が行うモニタリング検査の充実を図るとともに、港湾の24時間フルオープン化に対応するため、輸入食品監視支援システムの機能改善を行うなど輸入食品監視体制等の強化を図る。

モニタリング検査計画件数 平成16年度 73,981件

健康食品等に対する監視体制等の充実強化 7 4 百万円

いわゆる健康食品等について、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等禁止制度や不適正表示の改善指導のための啓発指導、インターネットによる監視を行うとともに、自治体の食品衛生監視員及び薬事監視員に対する研修を実施するなど、監視体制の充実強化を図る。

食肉の安全確保対策の推進 3 3 億円

と畜検査におけるBSE全頭検査の実施について、引き続き特別措置として、検査キットの整備に対する補助を行うとともに、検査技術の研修等を実施する。

また、食肉・食鳥肉の安全性を確保するため、新たに獣畜及び家きんの疾病に関する診断法を最新の科学的知見に基づいて再評価し、標準化を図る。

(4) 食品の安全に関する研究の推進 1 5 億円

食品の安全管理体制の高度化に関する研究のほか、先端科学を応用した遺伝子組換え食品の検知法及び安全性評価手法の開発、重金属等汚染物質の健康影響評価のための安全性調査研究など、食品の安全性確保に係る研究を推進する。

3 安全で良質な水の安定供給

9 6 5 億円 (1 , 0 6 4 億円)

水道施設の整備 9 6 4 億円

すべての国民に安全で良質な水道水の供給を行うとともに、地震・湧水に強い水道づくりを着実に推進する。

4 麻薬・覚せい剤等対策の推進

1 4 億円 (1 4 億円)

青少年に対する薬物乱用防止の普及啓発 (新規) 1 2 百万円

児童生徒以外の青少年に対する薬物乱用防止の啓発活動の強化を図るため、未成年労働者等を対象とした予防啓発活動を展開する。

取締体制の強化 5 . 7 億円

潜在化・巧妙化する外国人薬物密売組織や暴力団等による組織的な薬物密輸を摘発するため、取締体制を強化する。

第9 科学技術の振興

最先端科学を活用したがん等の予防・診断・治療法を開発するとともに、国民の健康と安全を守るため、国際的な健康危機管理体制の強化や食品、医薬品等の安全確保に関する研究を推進する。

また、医薬品・医療機器産業の国際競争力を確保するため、治験推進体制の充実や疾患関連たんぱく質解析等の基盤研究を推進するとともに、基盤技術の研究開発体制を整備する。

1 最先端科学の活用による疾病の予防と診断・治療法の開発 59億円(55億円)

最先端科学を活用したがん研究の推進 46億円

厚生労働科学研究として、ゲノム等の最先端科学を活用したがんの革新的な予防・診断・治療法の開発等を推進する。

循環器系疾患等の生活習慣病対策の推進 13億円

心臓病、脳卒中、糖尿病等に対する効果的な治療技術確立のための臨床研究を推進するとともに、新しい治療法の有効性評価等を行う。

2 国民の健康上の安心・安全の確保 85億円(80億円)

健康危機管理体制の強化 18億円

BSEやSARS等の発生に対する国際的な感染症分野での研究を強化するとともに、国民の健康被害を最小限にするため、感染症等の発生動向の監視評価、国内外の情報収集と解明のための国際機関等とのネットワークのあり方や、国際的な健康危機管理に必要な人材養成に関する研究を推進する。

食品・医薬品等の安全確保に関する研究の推進 50億円

食品の安全性確保のための研究のほか、医薬品・医療機器の製造承認段階から市販後までの総合的な規制手法や生物由来医薬品等のリスク評価・管理手法の開発、化学物質の迅速かつ効率的な毒性評価法の開発等を推進する。

医療安全確保等に関する研究の推進 17億円

医療事故の発生頻度を把握することや医療機関の安全性と質に関する合理的な指標の開発など、医療の安全と質の確保等に向けた研究を推進する。

3 医薬品・医療機器産業の国際競争力の確保

48億円(31億円)

- (1) 基盤研究の推進 37億円
- 治験推進体制の充実 11億円
- 国内における治験の空洞化を防ぐため、がんや循環器病などの疾患群ごとに複数の医療機関によって形成する大規模治験ネットワークを拡充する。
- 疾患関連たんぱく質解析の推進 6.6億円
- 高血圧、糖尿病、がん、痴呆等の患者と健康な者との間のたんぱく質の種類・量を比較し、疾患に特有のたんぱく質を同定し、データベース化することによって、画期的な医薬品開発を支援する。
- ナノメディシン関連研究の推進 13億円
- ナノテクノロジーを応用し、より精密な画像診断技術や生体適合性の高い新材料質、より有効性・安全性の高い医療機器・医薬品の研究開発等を推進する。
- 身体機能の解析・補助・代替のための機器開発の推進 7億円
- バイオテクノロジー、IT等の先端的要素技術を効率的に組み合わせ、生体機能を立体的・総合的に解析し、補助・代替する機能を持つ、新しい医療機器の開発を推進する。
- (2) 医薬基盤技術研究施設の整備(新規) 8億円
- 医薬品・医療機器分野における、ゲノム科学、たんぱく質科学等の先端的技術を活用し、その成果を医薬品等の開発に橋渡しするための基盤的な研究開発及び研究資源の適切な提供を目的とする中核的な研究施設を整備する。
- (3) 先進医工学センター(仮称)の設置(新規) 2.4億円
- 国立循環器病センターに、先進医工学センター(仮称)を設置し、ナノテクノロジーを駆使した高度先端医療機器等の開発及び実用化を図る。

第 10 各種施策の推進

1 国際社会への貢献等 274 億円(287 億円)

(1) 国際機関を通じた国際的活動の推進 175 億円

世界保健機関(WHO)等を通じた活動の推進 105 億円

世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)への拠出等を通じ、SARSをはじめとする新興感染症、エイズ及び結核等の再興感染症それぞれへの対応や食品の安全対策の国際的な活動を推進する。

国際労働機関(ILO)を通じた活動の推進 67 億円

国際労働機関(ILO)への拠出等を通じ、労働者の基本的な権利の実現、人材育成、能力開発等の国際的な活動を推進する。

(2) 開発途上国に対する国際協力等の推進 40 億円

ASEAN諸国に対する保健医療、福祉、労働分野の協力 1.5 億円

ASEAN+日本社会保障ハイレベル会合の開催を通じた福祉、保健医療分野の政策協議の実施及び労使関係の安定化に関する支援など、ASEAN諸国への支援を行う。

なお、技術協力事業が総合的かつ効率的に行われるよう、開発途上国の行政官等への研修等の一部について、国際厚生事業団(JICWELS)から独立行政法人国際協力機構(JICA)に移管する。

(3) 不就労・不法就労対策の強化等外国人雇用対策の推進 9.5 億円

日系人無業者による犯罪の増加等に対処するため、地元日系人コミュニティへの訪問相談等、日系人不就労対策を新たに実施し、不法就労の防止に向けた関係機関との情報交換体制を強化するとともに、外国人労働者の適正な就労を推進する。

2 戦傷病者・戦没者遺族の援護 607 億円(669 億円)

戦傷病者等の労苦継承に関する検討 50 百万円

戦傷病者等が体験した労苦を後世代に伝えることを目的とした戦傷病者等労苦継承事業(仮称)について、これまでの調査検討を踏まえ、事業の基本設計を行う。

戦没者遺骨のDNA鑑定の実施 45 百万円

埋葬者資料が残っているなど一定の条件を満たす戦没者の遺骨について、引き続きDNA鑑定を実施する。

援護年金
恩給に準じ、援護年金の額を据え置く。

563億円

3	中国残留邦人等の支援	17億円(18億円)
---	------------	------------

中国帰国者自立研修センターにおける職場体験学習の実施(新規)
6百万円

帰国者2・3世の就労意欲の向上を目的として、自立研修センターにおける日本語研修を強化するとともに、新たに実際の職場を経験させることにより、日本の雇用慣行等の体得及び職場に必要な実践的日本語能力の習得を図る。

中国帰国者支援・交流センターの充実
63百万円

数多くの帰国者等が定着している九州地域における継続的自立支援の拠点として、九州中国帰国者支援・交流センター(仮称)を福岡県に開設し、より地域性を生かした支援体制の整備を図る。

また、高齢帰国者の引きこもり防止施策として、高齢帰国者が恒常的に通える日本語教室を各地のボランティア等の協力を得て開催し、親しみやすい日本語習得及び他の帰国者等との交流の場を提供する事業をモデル的に実施する。

4	原爆被爆者の援護	1,571億円(1,586億円)
---	----------	------------------

保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

原爆被爆者に対する健康診断の実施、医療の給付及び諸手当の支給のほか、在外被爆者に対する支援、調査研究及び国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営等を行う。

なお、原爆被爆者に支給する諸手当については、平成15年の消費者物価の下落分(マイナス0.2%~0.4%の見込み)の額の改定を行う。

(平成16年4月実施)

・原爆諸手当額への影響(0.2%の場合)

医療特別手当(月額)138,380円 137,970円

・平成16年1月下旬に平成15年の年平均の消費者物価指数が確定するのを待って、次期通常国会に年金額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとする。

5 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

18億円(19億円)

生活衛生関係営業の振興のための支援

生活衛生関係営業者の再生等を支援するため、新たに都道府県生活衛生営業指導センターに「再生支援等特別相談窓口」を設け、経営指導體制の強化を図るほか、地域住民の身近な場所である一般公衆浴場(銭湯)を活用し、健康増進の観点から入浴に関する正しい知識の普及や実践的な指導等を行う。